

SNSを活用した宮崎牛PR事業業務委託仕様書

令和5年9月13日
宮崎県畜産振興課

1 業務の目的

近年、テレビや雑誌等の従来のメディアとは別に、SNSを利用する消費者が増えている。SNSは、投稿することでシェアされ、別のSNS利用者に情報が拡散していく利点があり、宮崎牛の認知度拡大、ブランド力向上に有効である。

このため、SNSを活用した宮崎牛のPRを実施する。

2 業務の名称

SNSを活用した宮崎牛PR事業業務委託

3 委託期間

契約締結の日から 令和6年2月29日（木）まで

4 業務委託の内容

宮崎牛のPR動画を作成するとともにSNSに投稿する。投稿する動画の仕様は、次のとおりとする。

(1) 投稿するSNSは、次のとおりとし、複数に投稿するものとする。

- ア Facebook
- イ Instagram
- ウ TikTok
- エ X(旧Twitter)
- オ YouTube

(2) 作成する動画の時間数は、(1)のア～エについては、10秒以上15秒以内、(1)のオについては、30秒以上1分以内とする。

(3) 音声の仕様については、問わない。

(4) 作成する動画は、宮崎牛の消費拡大及び認知度向上が図られるものであること。

(5) 投稿する動画は、「おいしさ日本一宮崎牛」と表示するものと表示しないものの2種類を作成する。投稿する動画の本数は問わない。

(6) 作成する動画には、他のブランド牛肉等を登場させないものとする。

(7) 動画の視聴回数が上記(1)の各SNSの合計で100万回を超えるものとする。

(8) ピン留めについて

(1)のア～エについては、投稿の1週間後から1週間、投稿するインフルエンサー等のSNSアカウントのトップに固定するものとする。

(9) 投稿する動画は、投稿前に宮崎県に提出し、同意を得るものとする。

(10) 投稿した動画については、宮崎県からの指示なく、削除しないものとする。

(11) 投稿した動画のコメント欄には、宮崎県のふるさと納税及び宮崎牛指定店のリンクを記載するものとする。

(12) 作成する動画は、公序良俗に反してはならない。

5 成果品等の納入場所

4の(1)に投稿するとともに、メールで提出すること。

6 著作権

(1) 著作権

本仕様書により作成された動画等のデータすべての著作権は、宮崎県に帰属するものとし、県はウェブサイト等に随時使用、複製及び加工を自由にできるものとする。

(2) 権利関係の処理

動画素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

(3) 著作権については、契約書第15条（著作権）の規定もあわせて確認すること。

7 実績報告

業務終了後、速やかに業務委託契約書に定めるところにより実績を報告すること。

8 留意事項

(1) 受託事業者は、委託業務を総括する責任者（以下、「責任者」という）を置き、県と常時連絡が取れる体制とすること。

(2) 責任者は、県と十分な意思疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じて、県と緊密な連携・調整を図るとともに、受託事業者の業務遂行管理を行うこと。

(3) 受託事業者は、責任者を変更する際には、県の承認を受けること。

(4) 契約金額には、取材及び動画制作等の業務に係る必要な経費の一切を含むものとする。

(5) 業務内容の詳細については、企画提案協議により委託事業者が決定した後、県との協議により変更することがある。

(6) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたとき又は定めがない事項については、県と協議を行うこと。

(7) 委託業務の実施に当たっては、関係法令や各種SNSの利用規約等を遵守すること。

(8) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

(9) 受託事業者は、本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び業務遂行管理)を第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託することができる。

なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託事業者は県に対し全ての責任を負うものとする。